ひろせＮＥＷＳ

平成３０年6月１２日

ひろせ税理士法人　稲田久子
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

遺言書活用と遺産分割テクニック

6月5日にやっと審議入りした民法改正に関する要綱案、特に自筆証書遺言の方式が緩和される見込みで、この6月中に可決されれば2年後には施行の運びとなるとのこと。

＜自筆証書遺言＞
公証人の作成費用がかからない分、自身で書くには高齢者では特に大変な作業になる。煩雑になるのが相続物件の特定方法で、改正案ではその物件の特定方法はワープロで記載してもよいし、謄本や預金通帳の写しの添付が可となる。作成しやすい反面で、自筆証書遺言は発見されにくいリスクがある。これを補うべく、本人が直接公的機関（法務局）に出向いて保管申請することができる。保管費用が多少かかるが、従来の自筆証書遺言のような検認手続は不要になる。公正証書遺言を作成する人は減るのではないか。

このほか、遺言の種類として、秘密証書遺言はとりあえず暫定的に残しておくには有効。遺言者が他者に代筆を依頼することもできる（署名捺印以外はパソコン使用可）。公証人の費用は一律１１０００円、検認手続は必要。

遺言書を作成するにあたって、まずは自身の財産目録を作成する必要がある。また、目録を作成したところで、だれになにを相続させるか？と考えるのが悩ましい。多くの人はこの点で逡巡し完成に至らないことが多い。財産分けを決めたところで、今度は相続税負担が問題になってくる。残された家族に一任するという選択もあるし、一次相続・二次相続まで考えて遺言を作る方法もある。経営者は一般の方よりもこの点については責任があるように思う。

最後に、「遺言信託」や「家族信託」は信託銀行の商品名で、信託法にいう信託とは違う。信託銀行に依頼して遺言書を作成、管理、執行してもらうのは、相続人にとっては粛々と名義変更まで終えてくれるのでお手軽。しかしながら執行費用が高いうえに、遺言書に明記された財産しか名義変更をしないので、相続税申告書上の財産債務を見逃すこともある。どこに相談するにせよ、やはり自身の財産をまず大雑把でも把握すべきだと思う。

（文責　経営支援部第3課　資産税グループ　稲田　久子）